

平成27年南房総市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成27年3月26日(木) 午後3時5分開会～午後5時35分閉会
- 2 場 所 南房総市丸山分庁舎 2階第2会議室
- 3 出席委員 委員長 小宮 忠 委員 岡崎 俊明
委員 大胡 晴美 委員 庄司 美佳
教育長 三幣 貞夫
- 4 出席職員 教育次長 高木 忠一 参事 庄司 友之
教育総務課長 宇治原 洋一 子ども教育課長 田原 澄江
学校再編推進課長 奥澤 基一 生涯学習課長 田村 耕一
書記 教育総務課課長補佐兼係長 庄司 武史
同 教育総務課副主査 高梨 和子
- 5 開 会 小宮委員長が開会を宣言
- 6 会議録署名人の指名 小宮委員長が庄司委員を指名
- 7 会議録承認 平成27年2月10日開催の第2回定例会会議録について承認
平成27年3月13日開催の第1回臨時会会議録について承認
- 8 議 事
報告事項
① 教育長報告
三幣教育長が、教職員の人事異動について、前回の臨時会で示したとおり学校へ内示した旨報告。平成27年度一般会計予算、新教育長制度に関する条例改正、富浦幼保一体化施設について等、議会に提案した案件はすべて原案どおり可決された旨報告、説明。
② 各課報告
ア 宇治原教育総務課長が南房総市教育委員会外部評価委員会、南房総市奨学資金貸付審議会、丸山・和田統合小学校等建築事業の基本設計業務に関するプロポーザルの審

査会について報告・説明。

イ 田原子ども教育課長が鋸南町・南房総市特別支援学級合同学習会、南房総市特別支援専門家チーム会議、南房総市小中校長会議、南房総市事務職員会議、南房総市幼稚園卒園式・小中学校卒業式、南房総市保育所長会議について報告・説明。

ウ 奥澤学校再編推進課長が丸山・和田地区合同検討委員会、旧七浦幼稚園・小学校の跡地利用について報告・説明。

エ 田村生涯学習課長が第26回小野派一刀流流祖忠明旗争奪関東小学生剣道大会、南房総市図書館協議会、教育講演会、社会教育委員会会議、公民館運営審議会について報告・説明。

議決事項

- ① 議案第14号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

宇治原教育総務課長が、昨年6月に公布され、平成27年4月1日より施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、新教育長が特別職となることから、これに関する規則の改正を一括して行うと説明。

(質疑)

岡崎委員 経過措置についてですが、三幣教育長の任期の間は、現行どおりすすめるということですので、ただいま説明のあった委員長の部分を教育長にするというのは、現段階では委員長のまま行うということによろしいでしょうか。

宇治原教育総務課長 はい。三幣教育長の任期内は現行どおりとなります。

岡崎委員 委員長職務代理者という職務についても同様ですか。

宇治原教育総務課長 同様です。

岡崎委員 今後、新教育長に移行した後、南房総市教育委員会行政組織規則にある職務代理者は教育次長が行うことになりますか。

宇治原教育総務課長 この職務代理者は委員の中から選任することになっています。職務に専念できないという場合には、教育委員会事務局の中の者に委任できるということになっています。

岡崎委員 フルタイムで勤務する教育長の代わりとなる者を委員の中から選ぶというのはなかなか難しいと思います。また、会議録の公表に関する記載がありますが、これは現行の規則にはないものですか。

宇治原教育総務課長 現在もありまして、ホームページで公開しています。今回の法律改正で会議の透明化というのがございまして、会議録を作成して公開することが努力義務

となっています。先ほども申し上げましたが、南房総市においては既にホームページ上で公開しております。

岡崎委員 今までどおりの公開の仕方の問題ないのでしょうか。

宇治原教育総務課長 ありませんので今までと同じように公表いたします。
質疑後、全会一致で承認された。

② 議案第15号 南房総市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第16号 南房総市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
小宮委員長から議案第15号および議案第16号は、関連議案のため一括提案する旨を諮り、承認後、宇治原教育総務課長が、組織の再編により学校再編推進課が廃止され、教育総務課施設整備室と統合し、学校再編整備室と名称変更することによる改正について、資料に基づき説明。

(質疑)

岡崎委員 学校再編推進課が学校再編整備室になるということは、学校再編についてはほぼ目途がたったということでしょうか。

宇治原教育総務課長 ほぼ一段落しましたので、課を廃止して室にすることになりました。

岡崎委員 配置される職員の人数は減りますか。

宇治原教育総務課長 現在、学校再編推進課には4名配属されておりますが、学校再編整備室には2名が配置されます。教育総務課内の施設整備室にその2名を加えて、名称を変更するかたちです。

岡崎委員 先ほど説明がありましたように、廃校・廃園になった施設の利活用については別の部署に移管するということですね。関心は持っていても検討する立場ではなくなるということになりますか。

宇治原教育総務課長 そうなります。但し、教育部門でそのまま使用する施設については引き続き教育委員会で協議します。教育部門で使用しない施設については、教育財産から普通財産に変更し、行革財政課の管理とします。

岡崎委員 例えば、一般の企業に活用してもらおうということになると、この場では協議しないということですね。

小宮委員長 旧七浦小学校は七浦診療所への貸与が決定しましたが、旧忽戸小学校をどのようにするかという協議はどこが中心となって行うことになりますか。

奥澤学校再編推進課長 旧七浦小学校と旧忽戸小学校の利活用について募集し、旧七浦小学校については地域の合意を得ながら七浦診療所へ貸与することに決定しましたが、旧忽戸小学校についてはそこまで至らなかった状況です。他方面から利活用についての提案が市長部局に挙がっておりまして、教育委員会としては教育財産として使用しないという考えですので、行革財政課で市有財産として一括管理していくこととなります。

小宮委員長 今後、閉校する予定の丸小学校も同じようなかたちになりますか。

奥澤学校再編推進課長 これが基本となりますので、教育部門での使用が見込めない場合には、同様に市有財産として管理することとなります。

岡崎委員 教育部門で活用するかどうかを協議し、判断するのは教育委員会ということによろしいのでしょうか。

宇治原教育総務課長 初めの段階を協議するのは教育委員会です。その後の企業誘致をするかどうかといった検討については市長部局で行う案件ですので行革財政課となります。質疑後、全会一致で承認された。

③ 議案第17号 南房総市地区学校再編検討委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

議案第18号 南房総市立幼稚園、小学校及び中学校再編検討委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

小宮委員長から議案第17号および議案第18号は、関連議案のため一括提案する旨を諮り、承認後、奥澤学校再編推進課長が、学校再編推進課が廃止され、学校再編整備室と名称変更することによる改正について、資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

④ 議案第19号 南房総市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第20号 南房総市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則の制定について

小宮委員長から議案第19号および議案第20号は、関連議案のため一括提案する旨を諮り、承認後、田原子ども教育課長が、授業時数の確保が可能であり、あらかじめ教育委員会に申請し、承認を得て休業日の変更を行うことができるよう改正すると説明。また、配偶者同行休業の追加、学校沿革誌及び卒業証書授与台帳、幼稚園沿革誌及び修了証書授与台帳の保存期間の変更について資料に基づき説明。

(質疑)

岡崎委員 休業日の変更についてですが、具体的にはどのような理由で、どのようなケースが考えられますか。

庄司参事 カレンダーの曜日によって、9月1週目の週末に開催される中学校の運動会の練習を休業日の変更により8月末から行うというケースが考えられます。その他、前期・後期の高校入試日程の関係で1月の休業日を若干変更することが考えられます。但し、このように大きく他に影響するものである場合には、校長会である程度のラインを出すのではないかと思います。また、これは休業日の変更ですので、スクールカレンダーに大きく影響しますので、年度初めに申請があり、承認するかたちになると思います。

岡崎委員 この規則はこれから施行することになるわけですが、これまで、準用するようなかたちで学期の始まりや休業日を変更したケースはありましたか。

庄司参事 他市ではこの規則を2、3年前から導入しておりました。南房総市では、振替休日を用いて1、2日の休業日のスライドを行うことはありました。

小宮委員長 基本的には授業日数は変えずに変更を行うということですか。

庄司参事 はい。

小宮委員長 あらかじめ申請するというのですが、何日前までに申請するという決まりはありますか。

庄司参事 はい。それについては、今のところありません。

岡崎委員 表簿の保存期間ですが、今まで永久になっていた沿革誌と卒業証書授与台帳が30年となったわけですが、これは県の規則が改正されたことによるものですか。30年経過したら処分してもよいのでしょうか。処分してしまうと、卒業して30年以上経っていたら、卒業したかしないかも証明できないということですね。そのように理解してよろしいですか。

庄司参事 30年以上経ったときに学校が31年前の証明を出すことはできないということです。もし、必要であれば、御本人の卒業証書での対応しかないと思います。

岡崎委員 これはかなり大きな改正ですが、県民に周知する方法を考えているのでしょうか。ただ、国立の学校もありますし、県だけの問題ではないですね。

小宮委員長 今はほぼ高校へ進学するので、義務教育を修了したという証明が必要になることがないのかもしれませんが、もし、証明が必要な場合があった時に、学校側は30年過ぎていてるので証明できませんという回答でよいということですね。

庄司参事 はい。

小宮委員長 同様に沿革誌も30年過ぎたら廃棄してもよいということですか。

庄司参事 そうです。但し、これは廃棄しなければならないのではなく、保存の義務がなくなるということです。学校経営上、資料をして保存していくということも十分考えられます。

質疑後、全会一致で承認された。

⑤ 議案第21号 南房総市預かり保育室の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

田原子ども教育課長が、平成27年4月から施行された子ども子育て新制度に伴い、国の補助単価に合わせて預かり保育料を改正することについて資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

⑥ 議案第22号 南房総市学校外サービス利用助成事業実施要綱の制定について

田原子ども教育課長が、市立小学校などに通学している5・6年児童の保護者を対象に学校外教育にかかる塾代等の費用をバウチャー（クーポン券）で助成する事業を実施するための要綱について資料に基づき説明。

（質疑）

岡崎委員 この実施要綱は、このようなことを既におこなっている自治体のものを参考にして作られたのですか。

田原子ども教育課長 はい、そうです。

岡崎委員 助成額についても参考にされたのでしょうか。

田原子ども教育課長 参考にしております。

岡崎委員 特に他と比べて、本市が多いとか少ないとかということはありませんか。

庄司参事 大阪市でこの制度が運用されてから数年経っております。但し、大阪市は所得の低い方を対象におこなっておりますので、本市の助成額の区分とは異なっています。

小宮委員長 参画事業者の要件ですが、第13条に「小学校学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準ずると市長が認めるもの」とありますが、判断に迷うように思います。例えば、空手はどうですか。

庄司参事 空手については「市長が認めるもの」の部類での判断になると考えます。但し、青少年育成事業という部分では、空手は対象外ということにはならないと思います。

小宮委員長 空手は小学校学習指導要領にはないですから。

庄司参事 そうですね。小中体連にも入っておりませんので、他の競技とは異なります。同じようなもので、ダンスがあります。中学校指導要領にはありますが、ダンスにもいろいろな種類がありますので、明確な線引きはなかなか難しいかと思います。

小宮委員長 では、参画事業者として名乗りでてきた時に、改めてそこで検討するというのでしょうか。

庄司参事 はい、そうなります。

三幣教育長 空手ですと武道の分野になるかと思いますが、ダンスなどは中学校に領域があります。では、例えばヨガ教室はどうかとなると少々悩ましく思います。小学生がヨガ教室に通うことが、果たして文化・スポーツにあてはまるのか、その都度判断せざるを負えないのだろうと考えています。はずす理由が難しいですね。前向きに習い事をしようというのであれば、基本的には認めてもよいのではないかと思います。

岡崎委員 4年生まで習っていて、5年生になっても続けたいというときに、その習い事の事業者が登録してくれるといいなと考えるわけですが、登録申請の見通しはいかがですか。

高木教育次長 交付申請書の下の部分には利用先を記載する欄がありますので、記載のあった事業者には積極的に登録するよう働きかけますし、一般的は公募もしますので、ある程度カバーできると思います。

三幣教育長 大阪市と異なるのは、このあたりは都会ではありませんので、塾に通うことが困難な子ども達には、学校で放課後子どもプランをおこなっていきます。

大胡委員 助成を受けるためには、保護者が申請をして、事業者が申請をして、はじめて補助金がでるのですよね。補助金は金券と同じようなかたちで使うことになりますか。

高木教育次長 商品券と同じようなかたちです。

大胡委員 通っている塾が申請をしなかったら、この券は使えないということですか。もしそのようなことがあったら、教育委員会から事業者に働きかけをしますか。

高木教育事業 使うことができるよう、事業者に働きかけます。

大胡委員 この事業は、事業者にとっては何の利益もないですね。手間がかかるだけのような気がします。

三幣教育長 助成があるから通わせようとする保護者がいるかもしれません。そうなれば、塾生が増えることになります。

大胡委員 対象世帯数が一番多い階層はどこですか。

田原子ども教育課長 第4階層です。

小宮委員長 例えばスポーツの塾に行って、もう1ヶ所学習塾に行った場合、2倍もらえるのですか。

庄司参事 月額ですので、それはありません。おそらく、塾などの月謝のほうが高いので、総額を満たすものではありません。

庄司委員 有効期限はありますか。

高木教育次長 あります。おそらく3月31日になるかと思います

岡崎委員 千葉県内では本市がはじめての取り組むと理解してよろしいでしょうか。

庄司参事 そのように認識しています。

小宮委員長 統合前の旧校舎を使って実施してもらいたいという要望や動きは考えられませんか。

庄司参事 旧校舎には教職員もおられませんし、そこまで子どもたちをどう輸送するかということを考えなくてはなりませんので、原則は小学校内でおこないます。

質疑後、全会一致で承認された。

⑦ 議案第23条 南房総市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

田原子ども教育課長が、配偶者同行休業及び消防団との兼職についての条項、申請書等の様式の追加について資料に基づき説明。

(質疑)

小宮委員長 配偶者同行休業は、配偶者が外国へ行くときに休業できるというものですか。今までは一緒に外国に行くには退職しなくてはならなかったのですが。

田原子ども教育課長 そうです。

岡崎委員 地方公務員法にこのような条項が新設されたということですか。

田原子ども教育課長 そうです。それに伴って本市においても追加したものです。

岡崎委員 消防団との兼職についても、同様に上位法の制定によるものなのでしょうね。配偶者同行休業の方はあまりないかもしれませんが、消防団との兼職は結構あると思います。

小宮委員長 例えば、消防で学校を休むといった場合や途中で抜けるといった場合の勤務の対応はどのようになりますか。

宇治原教育総務課長 市職員は、火災で出動するときは職免、出初式など消防団の行事に参加するときは年休です。これに準ずることになると思います。

質疑後、全会一致で承認された。

⑧ 議案第24号 南房総市公民館長に関する規則の制定について

田村生涯学習課長が、公民館長が非常勤職員である場合の職務に関し、任期や勤務時間等必要な事項を定めることを資料に基づき説明。

(質疑)

岡崎委員 このような規則を制定することによって何か変わる点はありますか。

田村生涯学習課長 特にありません。

小宮委員長 公民館長の正職員と非常勤職員の割合はどのようになっていますか。

田村生涯学習課長 南房総市では正職員1名で対応しています。鴨川市では中央公民館制をとっておりますし、館山市は本館の館長は正職員で、いくつかの分館の館長は非常勤職員だと聞いております。中央公民館制をとっているかどうかで若干の違いがあります。質疑後、全会一致で承認された。

⑨ 議案第25号 南房総市図書館長に関する規則の制定について

田村生涯学習課長が、図書館長が非常勤職員である場合の職務に関し、任期や勤務時間等必要な事項を定めることを資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

⑩ 議案第26号 南房総市立幼稚園園長及び副園長の委嘱について

田原子ども教育課長が、資料に基づき説明。

(質疑)

岡崎委員 幼稚園の園長は小学校の校長が兼務しているようですが、副園長はどのような方をお願いしていますか。

田原子ども教育課長 小学校の教頭をお願いしています。

質疑後、全会一致で承認された。

⑪ 議案第27号 南房総市社会教育指導員の委嘱について

田村生涯学習課長が、資料に基づき説明。

質疑なく全会一致で承認された。

⑫ 議案第28号 南房総市家庭教育指導員の委嘱について

田村生涯学習課長が、資料に基づき説明。
質疑なく全会一致で承認された。

⑬ 議案第29号 南房総市図書館長の委嘱について

田村生涯学習課長が、資料に基づき説明。
質疑なく全会一致で承認された。

⑭ 議案第30号 南房総市図書館協議会委員の委嘱について

田村生涯学習課長が、資料に基づき説明。
質疑なく全会一致で承認された。

⑮ 議案第31号 史跡里見氏城跡・岡本城跡保存管理計画策定委員会委員の委嘱について

田村生涯学習課長が、資料に基づき説明。
(質疑)

小宮委員長 市民代表の豊岡区長、原岡区長は当て職ですか。区長の任期が過ぎたら次の方に代わるといふことでしょうか。

田村生涯学習課長 当て職ですのでそのようになります。
質疑後、全会一致で承認された。

⑯ 議案第32号 教育委員会事務局職員の人事について

高木教育次長が、資料に基づき説明。
質疑なく全会一致で承認された。

⑰ 議案第33号 平成27年度南房総市教育プランについて

各課長が、所管の平成27年度の主な事業内容について資料に基づき説明。
(質疑)

小宮委員長 1点確認ですが、大房岬少年自然の家の「少年」をとるといふことを以前の教育委員会議で協議しましたが、教育プランにはそのまま記載されています。どのような理由からでしょうか。

田村生涯学習課長 以前の教育委員会議で「少年」をとりたいといふことで審議いただ

きましたが、議会の総務委員会で継続審議となり、まだ決定しておりません。
質疑後、全会一致で承認された。

9 その他

- ・庄司参事が、市内小中学校の教職員人事異動の最終内示について資料に基づき説明。
- ・小宮委員長が、全教千葉教職員組合執行委員長からの委員長宛請願について報告し、教育委員全員で内容を確認した。

10 閉 会 小宮委員長が閉会を宣言

第4回定例会を4月21日（火）午後3時に開催することで決定した。

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

平成27年4月21日

南房総市教育委員会 委員長 小 宮 忠

南房総市教育委員会 署名人 庄 司 美 佳

南房総市教育委員会 書 記 高 梨 和 子